

Flash Report



ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100
A(為替ヘッジあり)／B(為替ヘッジなし)

第17期 決算のご報告

2019年8月20日発行

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり)／B(為替ヘッジなし)」は2019年8月20日に第17期決算を行いました。

当期の分配金につきまして、以下のとおり決定しましたので、ご報告申し上げます。

	決算期 (決算日)	分配金 (1万口当たり、税引前)	当期末の基準価額 (分配落ち後) (2019年8月20日)
ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 A(為替ヘッジあり)	第17期 (2019年8月20日)	0円	9,531円
ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株100 B(為替ヘッジなし)		0円	9,658円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

<今後の運用方針>

当ファンドは、高い経済成長が期待されるアジアにおいて、原則過去5年以上にわたり増配を継続している銘柄*の中から、特に配成長性の高い上位約100銘柄に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。今後も、事態の推移を注視しながら当ファンドの投資方針に沿って運用を継続して参ります。

※増配を継続しているか否かは、各企業の配当データを同一の基準で評価するために、毎年5月末時点から過去1年間における1株当たり配当金額を当該企業のその年の配当金とみなして、ラッセル・インベストメント独自の基準に基づき判断します。なお、当該増配継続企業が、今後も増配を継続するとは限りません。

ラッセル・インベストメントでは、引き続き皆様のご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいる所存でございます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

以上

■分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの收益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※この資料の最終頁に重要な注意事項を記載しておりますので、必ず、ご確認ください。

お申込みは **野村證券**

商号：野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設定・運用は **ラッセル・インベストメント株式会社**

商号：ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

主な投資リスク（以下は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは以下に限定されるものではありません。）

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクとしては、以下のようないわゆるリスクがあります。

1. 株価変動リスク

株価は政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

2. 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

3. 為替変動リスク

A(為替ヘッジあり)：実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、「A(為替ヘッジあり)」では、実質組入外貨建資産に対して米ドル売り・円買い取引による為替ヘッジを行うことにより、円と米ドルとの間の為替変動リスクの低減を図ることを基本としますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨(アジア各国・地域の通貨)との間の為替変動の影響を受け、円とアジア各国・地域の通貨との間で十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。なお、アジア各国・地域の通貨で為替ヘッジを行うこともあります。

B(為替ヘッジなし)：実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、「B(為替ヘッジなし)」の基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

4. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治、経済、社会情勢の変化等により金融市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。特に新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

また、新興国では、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることがあります。加えて、有価証券の売却時における課税のタイミングの違いによる影響等が生じることがあります。

5. 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入有価証券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、新興国における当該影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

6. 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンド(「ラッセル・インベストメント・アジア増配継続株マザーファンド」をいいます。以下同じ。)を投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 株価に連動する債券に投資する場合、当該株式にかかる株価変動リスクや為替変動リスク等の他、当該債券の発行体自身の信用リスクが生じます。一般に、当該債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

◆購入時手数料

手数料率は**3.78%*(税抜3.5%)を上限**とします。
ご購入代金 = 購入口数 × 基準価額 + 購入時手数料(税込)

<購入代金>	<手数料率>
1億円未満	3.78%*(税抜3.5%)
1億円以上 3億円未満	2.70%*(税抜2.5%)
3億円以上 5億円未満	1.62%*(税抜1.5%)
5億円以上	0.54%*(税抜0.5%)

※スイッチングによるご購入および「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合のご購入は、無手数料となります。

* 消費税率が2019年10月1日以降10%となった場合は、それぞれ**3.85%、2.75%、1.65%、0.55%**となります。

◆換金手数料／ありません。

◆信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

◆運用管理費用(信託報酬)

日々の純資産総額に対し、**年率1.674%*(税抜1.55%)**を乗じて得た額とします。
※「A(為替ヘッジあり)」およびマザーファンドで運用の指図にかかる権限を委託しているラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シーへの報酬額は、委託会社が受けける報酬から支払われます。

* 消費税率が2019年10月1日以降10%となった場合は、**年率1.705%**となります。

◆諸費用

監査費用(監査法人等に支払うファンドの監査費用)、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等について、純資産総額に対して年率0.108%*(税抜0.1%)を上限として、当ファンドから支払われます。

* 消費税率が2019年10月1日以降10%となった場合は、年率0.11%となります。

◆その他の費用・手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が当ファンドから支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

◆購入単位

一般コース(分配金を受取るコース)：
1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)：
1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※原則として、購入後のコースの変更はできませんので、ご注意ください。

◆購入価額／購入申込受付日の翌営業日の基準価額

◆換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額

◆換金制限

1日1件5億円を超える換金のお申込みは受け付けません。
なお、別途、換金制限を設ける場合があります。

◆購入・換金のお申込み

午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。なお、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所(インド)およびナショナル証券取引所(インド)のいずれかの休業日は、スイッチングを含め、お申込みの受付を行いません。

◆スイッチング

「A(為替ヘッジあり)」と「B(為替ヘッジなし)」の間でスイッチングができます。
※換金時と同様に、信託財産留保額および税金がかかります。

◆信託期間

2011年2月18日(設定日)から2021年2月22日まで。
※「A(為替ヘッジあり)」および「B(為替ヘッジなし)」の合計の純資産総額が30億円を下回った場合等には、線上償還となる場合があります。

◆課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

◆決算および収益分配

毎決算時(毎年2月、8月の各20日。休業日の場合は翌営業日)に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

委託会社／その他の関係法人

◆委託会社(ファンドの運用の指図を行います。) ラッセル・インベストメント株式会社

◆外部委託先運用会社(委託会社からの権限委託を受け、「A(為替ヘッジあり)」の為替ヘッジおよびマザーファンドの株式等の運用の指図を行います。) ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シー

◆受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います。) 三菱UFJ信託銀行株式会社

◆販売会社(ファンドの販売業務等を行います。) 野村證券株式会社

◎重要な注意事項

- Copyright©2019. Russell Investments. All rights reserved.
- 当資料中「ラッセル・インベストメント」は、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。
- ラッセル・インベストメントの所有権は、過半数持分所有者のTAアソシエーツおよび少数持分所有者のレバレンス・キャピタル・パートナーズとラッセル・インベストメントの経営陣から構成されています。
- フランク・ラッセル・カンパニーは、当資料におけるラッセルの商標およびラッセルの商標に関連するすべての商標権の所有者で、ラッセル・インベストメント グループの会社がフランク・ラッセル・カンパニーからライセンスを受けて使用しています。ラッセル・インベストメント グループの会社は、フランク・ラッセル・カンパニーまたは「FTSE RUSSELL」ブランド傘下の法人と資本的関係を有しません。
- 当資料は、収益分配金に関する情報の提供を目的として、ラッセル・インベストメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。
- 当資料の中で掲載されている内容は作成基準日現在のものであり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 当ファンドは、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関でご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、主に株式など値動きのある証券に投資しますので、組入株式等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の財務状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を投資対象としますので、為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
- 当ファンドの購入のお申込みにあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」を販売会社でお受け取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。